

3 福第 179 号  
令和 3 年 6 月 17 日

介護保険事業所 各位

箕輪町役場福祉課長

### 介護保険施設等における事故報告について

令和 3 年 3 月 19 日付けで厚生労働省から発出された「介護保険施設等における事故の報告様式等について」の通知に基づき、下記のとおり取扱うこととしましたので、ご承知おきください。

#### 記

##### 1 目的

報告された介護事故情報を収集・分析・公表し、広く介護保険施設等に対し、安全対策に有用な情報を共有することで、介護事故の発生防止・再発防止及び介護サービスの改善やサービスの質の向上を図るため

##### 2 報告対象

介護サービスの提供に伴って発生したもので、以下の事故等を対象とします。

- ・死亡に至った事故
- ・医師（施設の勤務医、嘱託医を含む）の診察を受けた事故
- ・その他報告が必要と認められる事故（骨折、外傷、誤嚥、食中毒、感染症、失踪、職員の不祥事等）

##### 3 報告様式について

国の様式に準拠した別紙様式を参考様式とします。

各施設で独自様式を使用している場合は、本様式に準ずる内容となるよう、必要な項目や記載事項を追加してください。

#### 【添付書類】

- ・事故発生状況平面図
- ・対応経過記録、ケアプラン
- ・職員勤務表（職員体制が要因の一つである場合）

#### 4 報告期限について

第1報は、様式内1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後5日以内を目安に提出してください。なお、重大な事故（死亡事故等）については、速やかに電話で一報を入れていただくようお願いします。

その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行うとともに、事故の原因分析や再発防止策について記載し、2週間以内に提出してください。

#### 5 その他

様式等は町ホームページに掲載します。

箕輪町トップページ > 健康・福祉 > 介護保険・高齢者福祉  
> 介護保険（事業者の皆さんへ）

箕輪町役場福祉課高齢者福祉係 (係長) 小笠原 (担当) 市川 電 話 0265-70-6622 (直通) F A X 0265-70-6699 メー ル fukushi@town.minowa.lg.jp
---